

再意見書

平成 22 年 2 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長

ふかた こうじ

深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくちらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長

エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 12 月 15 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

■接続料について**・ソフトバンクBB(株) 殿/ソフトバンクモバイル(株) 殿/ソフトバンクテレコム(株)****殿の意見**

①コスト削減インセンティブについて

～省略～

従って、総論でも述べたとおり、回線減少に合わせてコスト削減を行うとともに、発生したコストの全てを回収できるような現行の算定方式を用いるのではなく、さらにコスト削減へのインセンティブが働くような算定方式の導入等について早急に検討を開始すべきと考えます。なお、ドライカップ以外の通信路設定伝送機能や公衆電話発信機能等の接続料についても同様に見直しを行うべきと考えます。

(3) 接続料原価の算定方法について

①施設保全費について

施設保全費の配賦基準については、芯線長比が用いられていますが、光回線については一芯の中に複数のユーザを収容可能であることを考慮すると、単純な芯線長比という比率を用いてコスト配賦を行うことは適切ではないと考えます。この比率を用い続けた場合、IP化、光化への移行が加速する中、光回線とメタル回線相互間での費用負担がさらに歪んだものになることが容易に想定される場所であり、早期に配賦基準の見直しを行う必要があると考えます。配賦基準の見直しに際しては、適正なコスト配賦を行うという観点から、光回線とメタル回線それぞれの利用契約数に準じた配賦基準を用いることが適当であると考えます。

②試験研究費

レガシー系サービスに係る設備については、すでに技術も成熟しており、新たな研究開発を行う必要性は乏しいと考えられます。にも係らず、今回の接続料の算定においてもメタル回線で約51億円（NTT東西殿合計）もの多額の試験研究費が算入されている状況です。このような要素もレガシー系サービスの接続料を高止まりさせている一要因と考えられることから、真に必要な試験研究費を特定するなど、レガシー系サービスの接続料原価への試験研究費の算入方法の見直しを早期に行うべきと考えます。

・KDDI(株) 殿の意見**【ドライカップ】**

ドライカップについては従来から需要の減少が続いており、接続料水準の上昇傾向は構造的な問題となっています。にもかかわらず、先述のとおり、光等の新しいサービスの普及促進、ひいては国民全体でのコスト低廉化に配慮せず現行制度のまま算定を続けることは、国民的利便向上の観点から問題があります。したがって、まずNTTにメタル回線の将来計画を早期に明らかにさせた上で、接続料の算定方法を抜本的に見直すことが適当です。

・北海道総合通信網(株) 殿の意見

1. 接続料について

～省略～

現状の接続料算定の在り方では、需要減少が見込まれるサービスについては、接続料が一方的に上昇し続けることで著しく高額で不合理な接続料となる可能性が高いことから、過去に投資した設備のサンクコスト化等を行う必要があると考えます。したがって、早急に接続料算定の在り方を議論して見直した上で申請を認可すべきと考えます。

【弊社の再意見】

上記のご意見に賛同します。

ドライカップを初めとしたPSTN関連の接続料については、電気通信市場の公正競争環境の維持及び国民の利便性向上の観点から、早急に接続料水準の上昇傾向には歯止めをかけるよう、抜本的な算定方法の見直しを行うべきと考えます。

また、各社殿の意見書において、「NTT東西殿に対する需要減少に見合った適切なコスト削減インセンティブの付与」、「設備のサンクコスト化」、「施設保全費の配賦基準及び試験研究費の算入範囲の見直し」などの具体的な課題が上がっており、これらの課題についても早急に検討を行う必要があると考えます。

■貸倒率について

・フュージョン・コミュニケーションズ株式会社殿の意見

3. 貸倒率の拡大について

上表のとおり、平成19年5月から接続約款に「債権保全」が追加されましたが、貸倒率が増加しています。平成20年度のパブコメでは、貸倒リスク管理の適切性についてNTT東西殿は貸倒損失を「発生させないためのリスク管理を適切に行っております。」との回答がありましたが、この債権保全の運用について、真に「債権保全」を必要とする事業者からの預託金等が無いこととなります。貸倒損失の回避対応について、再度リスク管理が適切に行われているのか、検証すべきだと考えます。

・ソフトバンクBB(株)殿/ソフトバンクモバイル(株)殿/ソフトバンクテレコム(株)殿の意見

②貸倒損失の算入について

～省略～

しかしながら、今回の申請において、この貸倒損失額はNTT東日本殿において約6億円、NTT西日本殿において約7億円、と昨年度に比べ極めて大幅に上昇しており、NTT東西殿の管理部門において真に適切な債権保全措置を行った結果であるのか疑念を抱かざるをえず、この金額の妥当性について確認できることが必要であると考えます。また、昨年度においては貸倒額に大きな影響を与える接続事業者の破綻等の事例はなかったものと理解しており、今回算入されている貸倒額は昨年度以前の破綻等によるものが含まれているものと推察されます。仮に、昨年度以前の貸倒額等が算入されているということであれば、貸倒の要因となった事業者の破綻等の時期と貸倒額としての費用計上（接続料原価への算入）のタイミングとのタイムラグについてどのような取り扱いを行うべきか改めて議論を行う必要があると考えます。

【弊社の再意見】

上記のご意見に賛同します。

透明性確保の観点から、接続会計上は独立した項目として貸倒損失額を計上していますが、これだけでは貸倒損失額に至る経緯は不透明であり、NTT東西殿の管理部門において貸倒損失額を必要最小限に留めるよう適正なリスク管理を行ったか、厳正な検証をすべきと考えます。

また、貸倒損失額を接続料として負担する接続事業者には、経緯となる詳細な情報を開示すべきと考えます。

■NTT東におけるDSL/DF開通申込受付システム更改について

当社意見書において、システム更改にかかる開発費用の概算額約29億円の算定根拠及び内訳の情報開示を要望しておりますが、開発費用が高額であるため、情報開示だけではなく適正かつ効率的な開発費用であるかの検証（NTT東殿からは、NTT西殿のソフトウェアをベースとした更改、及び対象システムのハードウェアを共有するなどコスト低廉化の取組みを行っていると説明をうけているが、その効果検証を含む。）が必要と考えます。

また、本開発費用が、平成24年度以降の接続料に与える影響についても、接続事業者にとっては事業に与える影響の把握が必要なため、速やかな説明を要望します。

以上